事例	【A】飼い犬→飼い始めた/転居した/亡くなった
案内	保健所には届出の必要はありませんが、お住まいの①市町村担当部署へご連絡ください。 狂犬病予防法に基づき、届出義務があります。
連絡先	①市町村担当部署 【帯広市 環境課：0155-65-4136】 【音更町 環境生活課 環境生活係：0155-42-2111】 【士幌町 町民課 生活環境係：01564-5-5231】 【上士幌町 町民課 生活環境担当：01564-2-4294】 【芽室町 環境土木課 生活環境係：0155-62-9726】 【中札内村 住民課 住民グループ：0155-67-2493】 【更別村 住民生活課：0155-52-2112】 【幕別町 防災環境課 地域環境係：0155-54-6601】 【池田町 町民課 環境住宅係：015-572-3114】 【豊頃町 住民課 生活環境係：015-574-2213】 【浦幌町 町民課 町民生活係：015-576-2114】 【鹿追町 町民課 住民生活係：0156-66-4031】 【新得町 町民課：0156-64-0528】 【清水町 町民生活課 生活環境係：0156-62-1151】 【大樹町 住民課 住民活動係：01558-6-2116】 【広尾町 住民課 環境衛生係：01558-2-0171】 【本別町 住民課 環境生活担当：0156-22-8128】 【足寄町 住民・出納課 環境衛生担当：0156-28-3858】 【陸別町 町民課 国保衛生担当：0156-27-2141】